

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を
改正する規則

(改正理由)

規則に定める様式について鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正に伴う所要の整備を行うとともに、同条例に定める基準の特例の適用に係る手続及び関係書類の様式を定めようとするもの

(改正内容)

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正に伴い、急速充電設備等の設置届出書の記載事項のうち、「定格容量 (AH・セル)」の表記を「蓄電池容量 (kWh)」に改めることとする。(別記様式第5号関係)
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例に定める基準の特例(以下単に「基準の特例」という。)を受けようとする者による申請書の提出及び当該申請書の様式について定めることとする。(改正後第12条第1項及び別記様式第17号関係)
- (3) 消防局長が基準の特例の適用を認定した場合における認定通知書の交付及び当該認定通知書の様式について定めることとする。(改正後第12条第2項及び別記様式第18号関係)
- (4) 消防局長が基準の特例の適用を認定しなかった場合における不認定認定通知書の交付及び当該不認定通知書の様式について定めることとする。(改正後第12条第2項及び別記様式第19号関係)

(施行期日)

この規則は、令和6年1月1日から施行することとする。ただし、上記改正内容の(2)から(4)までについては、公布の日から施行することとする。